

令和5年1月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.21



* 今年も一年よろしくお願い致します *

新年明けましておめでとうございます。

お正月はゆっくり出来ましたでしょうか？体重の増加は許容範囲でしょうか？

今年もお役に立てる情報を発信できればと思っています。

今年もよろしくお願いいいたします。



アークグロー・パートナーズ税理士法人の取り組み *第4弾* Part3

当税理士法人では月次顧問サービスの一環として様々なサービス提供を行っております。

今月は先月号よりご紹介しております『インボイス制度』に関してです。

この度、国税庁より令和5年度税制改正の大綱が公表され、新しくインボイス制度の支援措置が発表されました。

すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！

振込手数料料分を値引処理する場合も対象です！

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



今まで振込手数料料分の値引きの処理などが議論されていましたが、今まで通りの処理が可能となりました。

中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の
課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



売上要件はありますが、何がなんでもインボイスが必要という事ではなくなりました。

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とする**ことができます！

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要！
事前の届出も不要！



事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円* = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合 ▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



免税事業者からインボイス発行事業者になった場合は、税負担が80%軽減されます。取引先との関係でインボイスを登録するか悩んでいた事業者様は再度ご検討頂ければと思います。

このようにインボイス制度については令和5年10月1日の開始までに様々な変更点が出てくることが予想されます。

販売ソフトや会計ソフトもバージョンアップがまだまだ発表されていない事が多い状況です。当事務所でも、どのような会計処理方法が最善かを試行錯誤中です。制度変更の様子を見て、6月頃にはインボイス制度開始後の会計処理方法をお知らせする予定をしています。

申告書の提出期限

提出月	1月	2月	3月
確定申告	11月決算	12月決算	1月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	5月決算 2月、5月、8月	6月決算 3月、6月、9月	7月決算 4月、7月、10月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】 〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717